平成２２年（フ）第３１１号
東京都武蔵村山市大南４丁目61番地の10
破産者　宇治野なな子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
東京都武蔵村山市大南４丁目61番地の10
破産者　宇治野猷亮
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１５号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート６―105
破産者　行木　英明
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１６号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート６―105
破産者　行木　　竜
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１１号
東京都東大和市向原４丁目36番地の２ビッグ武蔵野東大和パート２―305号
破産者　有限会社アクセルオート
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１２号
東京都東大和市新堀３丁目９番地の27エクセルハイツ201号
破産者　大竹　正二
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
長野県小諸市大字滋野甲736番地19
破産者　有限会社谷工業
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２７号
長野県下伊那郡喬木村6663番地
破産者　有限会社喬木産業
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２４３号
岐阜県可児市広見６丁目110番地の２
破産者　有限会社吉祥
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２８３号
岐阜県可児郡御嵩町伏見394－１　オンブラージュＡ201、開始決定時の住所岐阜県多治見市幸町６丁目３番地の２　マーブル幸ケ丘Ｂ－３
破産者　山中　勝正
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第５７４号
静岡県伊豆市柏久保新町1317番地
破産者　有限会社鈴木鮮魚店
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６７号
名古屋市守山区野萩町９番26号
破産者　株式会社オークラ
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８１号
神戸市長田区長田町１丁目３番１―221号
破産者　株式会社オハラ
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９号
福島県郡山市安積町日出山２丁目51番地
破産者　株式会社マエヤマ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第３３３号
茨城県古河市東４丁目15番19号105
破産者　株式会社トライアンフ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６号
千葉県館山市川名665番地の１
破産者　忍足　邦彦
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第６７３号
東京都日野市旭が丘２丁目42番地の１
破産者　日伸商事株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１７号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根442番地８
破産者　有限会社イワキ化成
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市長沢３丁目24番22号
破産者　有限会社石益工業
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８号
岐阜県各務原市新鵜沼台８丁目87番地
破産者　河野　豊裕
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
岐阜市早田栄町４丁目20番地　コーポブライト302号室
破産者　加藤　伸好
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９号
熊本県上天草市姫戸町二間戸3576番地の32
破産者　有限会社ジェイ・プランニング
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部